

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月25日
【ファンド名】	UBS（Lux）エクイティ・ファンド （UBS（Lux）Equity Fund）
【発行者名】	UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）
【代表者の役職氏名】	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ ギルバート・シントゲン （Gilbert Schintgen） メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード ジェフリー・ラヘイ （Geoffrey Lahaye）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、 J.F.ケネディ通り33A番 （33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 弁護士 尾登 亮介
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド（UBS（Lux）Equity Fund）（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）（以下「管理会社」といいます。）は、ファンドのサブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）（UBS（Lux）Equity Fund - Australia（AUD））（以下「サブ・ファンド」といいます。）を2019年3月13日付で解散することを2019年1月16日に決定しました。しかしながら、当該解散に関しサブ・ファンドを販売している海外での承認手続きが遅延したため、管理会社は、当該解散日を2019年4月8日に延期することを2019年2月27日に決定しました。よって、管理会社は、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条2項14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。なお、サブ・ファンドは2019年1月17日付で募集を停止しています。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2019年4月8日

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

投資家の需要に合致せず資産の減少が続き、サブ・ファンドの解散が合理的であると判断したため。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2019年3月8日付の書面により、登録受益者である日本における販売会社に通知しました。